三重県埋蔵文化財年報 7

昭 和 51 年 度

1977.3

三 重 県 教 育 委 員 会

例　　言

1. この年報は、昭和５１年度における県内の埋蔵文化財保護行政と調査の概要をまとめたものである。

2. 発掘調査等については、それぞれ調査報告書が刊行されているので参照されたい。

3. Ⅲの緊急調査の現状のうち、3.緊急発掘調査概要はそれぞれの発掘調査担当者による。

4. 付篇のⅢ問題遺跡一覧のうち、協議継続中の遺跡には、市町村と当該事業者だけにおいて協議中となっているものはふくまれていない。

目　　次

Ⅰ　土地利用と埋蔵文化財 …… 5
1.　大規模土地取引等と埋蔵文化財 …… 5
2.　ゴルフ場等の開発事業と埋蔵文化財 …… 5
3.　宅地開発事業と埋蔵文化財 …… 5
4.　農業基盤整備事業と埋蔵文化財 …… 6

Ⅱ　埋蔵文化財保護態勢の強化 …… 8
1.　文化財保護連絡会議 …… 8
2.　埋蔵文化財担当者連絡会 …… 8
3.　文化財パトロール …… 9
4.　埋蔵文化財調査技術者養成 …… 15

Ⅲ　緊急調査の現状 …… 16
1.　斎王宮跡の調査 …… 16
2.　遺跡周知事業 …… 19
3.　緊急発掘調査概要 …… 20

付　　篇

Ⅰ　埋蔵文化財保護関係通知等 …… 38
- 文化財保護法第９８条の２第１項の規程により地方公共団体が行う発掘に関する通知書の受理等について（通知）
- 埋蔵文化財包蔵地の周知について（通知）
- 農業基盤整備事業に伴う史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財の保護について（依頼）
- 各種土木事業に伴う史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財の保護について（依頼）

Ⅱ　事前協議概要 …… 43
- 大規模土地取引等に関する事前指導要綱・協議
- ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議
- 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の事前協議・個別設計協議
- 都市計画法・事前協議・個別設計協議
- 林地開発行為許可申請・協議

Ⅲ　問題遺跡一覧 …… 45
- 協議継続中の遺跡
- 発掘調査遺跡一覧
- 事前協議・調査なく破壊された遺跡

Ⅳ　市町村における発掘調査等の現状 …… 49

埋蔵文化財担当業務内容表

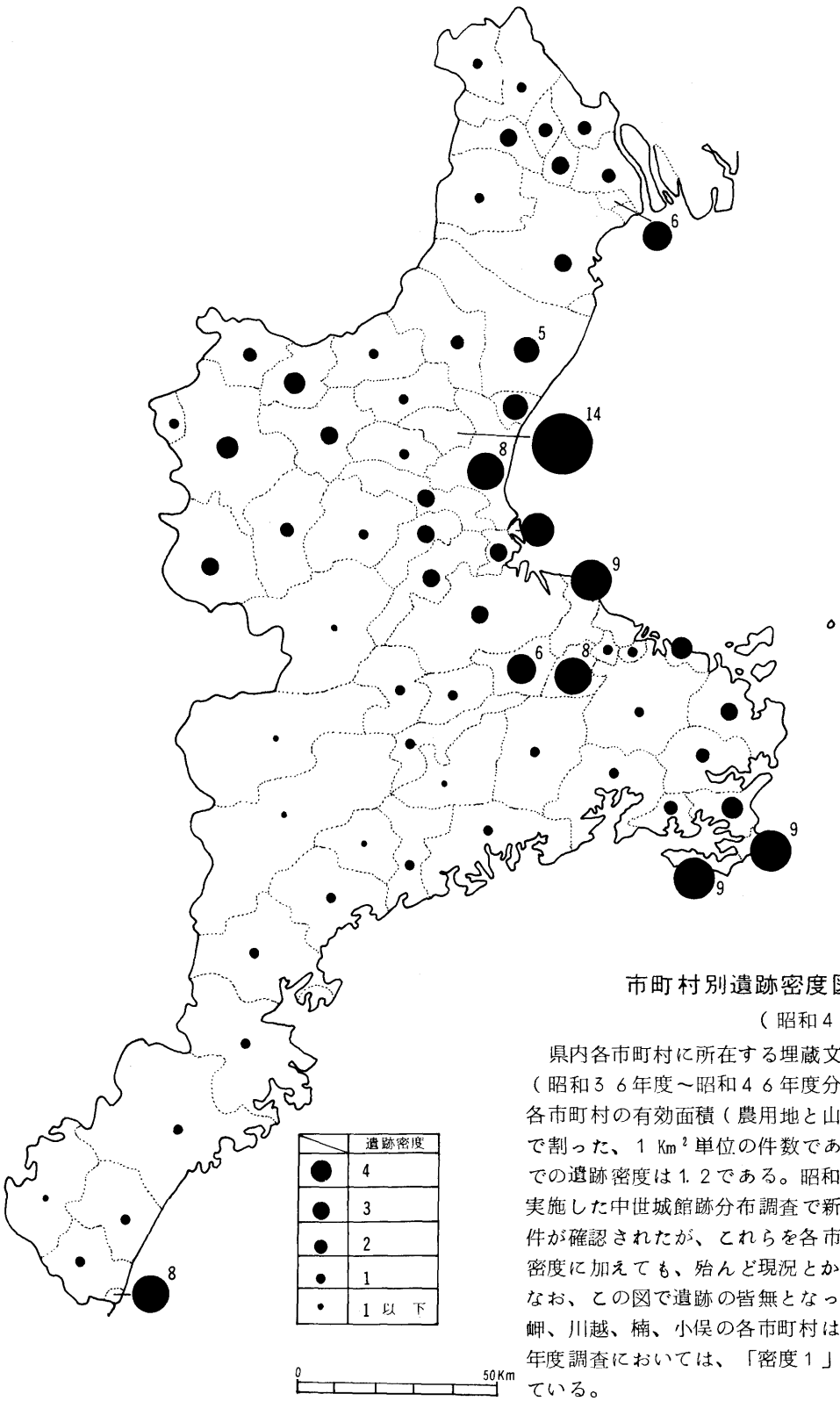

市町村別遺跡密度図

（昭和４９年現在）

県内各市町村に所在する埋蔵文化財の件数（昭和３６年度～昭和４６年度分布調査）を各市町村の有効面積（農用地と山林の面積）で割った、１Km²単位の件数であり、県全体での遺跡密度は1.２である。昭和４９年度に実施した中世城館跡分布調査で新に約９００件が確認されたが、これらを各市町村の遺跡密度に加えても、殆んど現況とかわらない。なお、この図で遺跡の皆無となっている木曽岬、川越、楠、小俣の各市町村は、昭和５１年度調査においては、「密度１」以下となっている。

Ⅰ　土地利用と埋蔵文化財保護

現在、県下の埋蔵文化財は約7,200件で、それぞれが歴史的・文化的価値を有しながら自然環境を形づくっている。今後、種々の開発事業にかかわるそれらを保護・活用していくためには、周囲の環境を含めた適正な土地利用の検討、確立が必要となる。

1.　大規模土地取引等と埋蔵文化財

国土法にもとづく「大規模土地取引等に関する事前指導要綱」(昭和49年12月24日施行)により大型の開発行為を伴う土地取引等を行う事業者に対し事前協議が義務づけられている。文化財保護については、事前の分布調査および確認された遺跡は原則として現状保存を条件づけており、本年度は5件である。

2.　ゴルフ場等の開発事業と埋蔵文化財

「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」(昭和48年4月1日施行)により事前協議を行うもので、文化財保護については、事前の分布調査および確認された遺跡の全面保存を条件づけており、本年度は5件である。

3.　宅地開発事業と埋蔵文化財

「三重県宅地開発事業に関する条例」や「都市計画法」等の規定による事前協議、個別設計協議による確認が文化財保護についても行われており、今年度は13件である。

文化財保護措置の具体的方針は「三重県開発事業指導に関する計画設計の技術基準」の中の行政指導要項に掲載されている。

開発計画区域内保存遺跡

遺跡名	所在地	事業名	保存方法
古墳	四日市市上海老町	団地	現状保存
貝塚遺跡外	一志郡三雲村久米	県営圃場整備	畑よせ保存，一部発掘
西野々広古墳群	松阪市下村町	ゴルフ場	1～14号 現状保存
小黒田4号墳	〃 小黒田町	学校建設	現状保存
水池遺跡	明和町明星	団地	国史跡指定の予定
蔵持黒田遺跡	名張市桔梗ヶ丘	団地	一部発掘，緑地保存
貴人塚古墳	〃 新田	県営圃場整備	現状保存，周溝部一部発掘
水分古墳	大山田村炊村	県営圃場整備	現状保存

各種開発事業と埋蔵文化財問題件数

内容＼年度		45	46	47	48	49	50	51
事前協議	建築許可等	—	—	99	—	2	—	1
	宅開条例	—	—	5	104	38	7	3
	都市計画法	—	—	4	11	9	6	10
	ゴルフ場等	—	—	—	43	8	1	5
	大規模土地取引等	—	—	—	—	2	5	5
	林地開発	—	—	—	—	—	3	7
協議継続中（開発件数）		44	36	43	49	39	46	45
発掘調査（遺跡数）		29	27	43	37	42	40	50
破壊（遺跡数）		10	12	12	59	11	12	7
保存（地区内）		12	9	22	105	42	29	21

4. 農業基盤整備事業と埋蔵文化財

県営圃場整備事業等については、県農林水産部により年度当初に事業地区が設定されそれぞれの地区内の埋蔵文化財の有無・現状等の照会がある。それに基づいて各教育事務所が主体となって県文化財調査員による遺跡分布調査を実施し、報告の集約結果を県農林水産部耕地課に回答する。これにより埋蔵文化財の取り扱いについて耕地課、各耕地事務所と協議した。

遺跡範囲確認調査については、昭和51年7月～翌年にかけて関係耕地事務所、

市町村教育委員会、地元土地改良区の協力を得て実施した。本調査については、極力保存をはかり、排水路、農道部分および削平の深い部分について、県教育委員会が主体となって実施した。なお、遺跡範囲確認および本調査に要する経費は、県農林水産部の負担および国庫補助事業として県教育委員会関係予算による。

昭和５１年度　県営圃場整備地区埋蔵文化財分布調査

	事業名	事業場所	面積	遺跡概況	備考
北勢	県地区	四日市市北野町・下海老町	38ha	なし	
	菰野地区	菰野町大強原・潤田	28	なし	
	鈴鹿第２地区	鈴鹿市須賀町・高岡町	14		
	安塚地区	〃　東玉垣町	20	地区内古墳１ケ所	保存
	亀山北部地区	亀山市太田・岩森町	38	なし	
中勢	河芸南部地区	津市小川町	16		
	安濃川右岸地区	安濃町岡南	18		
	安濃川左岸地区	〃　内多	32	なし	
	三雲南部地区	三雲村久米	38	地区内５ケ所あり	３ケ所試掘 内１ケ所本調査 ２ケ所次年度へ
	天白地区	〃　南曽原	14	なし	
	嬉野地区	嬉野町川北	25.6		
	〃	〃　津屋城・権現前	7.8		
	豊地地区	〃　堀ノ内	16	なし	
	白山地区	白山町向井	10	なし	
松阪	上御糸地区	明和町算所	4	畑地表に土器片が散布	現地立会
	下御糸地区	〃　田屋・養川	40	一部畑地に土器片散布	〃
	多気地区	多気町西池上・五佐奈	18	地区内７ケ所あり（西池上 1 五佐奈 6）	〃
	農村基盤総合パ事業地区	松阪市小野町・大阿坂町	50	地区内２ケ所あり	〃
南志	外城田地区	玉城町積良・山神	31	地区内1ケ所古墳らしきものあり	現地立会
	東大淀地区	伊勢市東大淀町	11	なし	
上野	上野西部地区	上野市猪田・山出	31	地区内５ケ所散布地	現地立会
	上野南部第1地区	〃　岡波	13	古墳１・石仏１・遺跡４	古墳は次年度へ 現地立会
	大山田地区	大山田村炊村	28	水分古墳	保存
	友田第２地区	阿山町西湯舟・玉滝	11	なし	
	名張北部地区	名張市新田	24	貴人塚	一部調査

II　埋蔵文化財保護態勢の強化

埋蔵文化財の保護行政については、文化課が所管し、文化財係において担当し、各教育事務所では教育課が担当している。文化財係のうち埋蔵文化財担当は計８名で、昭和５１年度においては１名減となった。市町村においては、四日市市・鈴鹿市・亀山市・津市・鳥羽市・上野市・名張市・大台町の７市１町に１１名の埋蔵文化財専任担当者（臨時を含む）がおかれ、前年度より３名増加している。

1.　文化財保護連絡会議

埋蔵文化財を保護していく上で、土地の形質変更を伴う開発事業とのかかわりが、大きな問題となっているため、つねに開発関係機関との連絡強化、事前協議の徹底に努める必要がある。

その一環として、５月から７月にかけて各教育事務所の主催のもとに、県庁各部の出先機関である、農業・林業・耕地・土木の各事務所、各市町村開発関係課、各市町村教育委員会文化財担当者が出席して、開発事業地内の文化財の確認方法、法による手続き、事前協議の徹底、現状変更計画の処置、遺跡地図の活用などを中心に、意見交換し、埋蔵文化財の保護への協力を要請した。

2.　埋蔵文化財担当者連絡会

県内の埋蔵文化財担当者の定期的連絡会で、隔月に１回もち、各市の文化財保護の実状と対策について意見交流をしている。

また、近畿７府県技師会及び東海３県担当者会議にも参加し、各府県の遺跡調査における問題点について意見交流をし、保護対策・調査技術の向上をはかっている。

緊急調査態勢の現況

	地区	業務	人員	備考
市町調査態勢（専任担当係）	四日市々	調査等全般	2	
	亀山市	市土地開発公社・地蔵僧遺跡発掘調査	1	51～52年
	鈴鹿市	三交不動産・郡山遺跡発掘調査	1	50～55年
	津市	調査等全般	1	
	鳥羽市	調査等全般	1	
	上野市	県住宅供給公社・久米古墳群発掘調査	2	51～55年
	名張市	新東昭・近鉄不動産住宅団地古墳・遺跡発掘調査	2（臨1）	51～53年
	大台町	松阪広域市町村圏道路・出張遺跡発掘調査	1（臨時）	51～53年

	教育事務所等 / 所属	北勢	中勢	松阪	南志	上野	尾鷲	熊野	四日市	津	計
文化財パトロール	小学校教員	1	3	3	2	1	1		2(1)	1	14(1)
	中学校教員	3	1	1	3	2		2	2	3	17
	高校教員	6	1	1			1		1	2(2)	12(2)
	短大，他	1					1				2
	自営				2	1		1			4
	計	11	5	5	7	4	3	3	5(1)	6(2)	49(3)

（　）は、県パトロールと併任者数

3. 文化財パトロール

発足以来4年目を迎えた三重県文化財パトロールは、県内各地区に38名の調査員を委嘱して実施した。さらに、昭和49年度から四日市市、47年度から津市が市独自で文化財パトロール員を設置し、活動している。

(1) 開発計画区域のパトロール

農業基盤整備地区・工場適地等開発予定区域に遺跡が発見され、調査・保存等の問題が多く起る。パトロールをそうした開発予定区域に注目して実施した。

三雲村米の庄貝塚遺跡・名張市小波田貴人塚古墳は、いずれも遺跡地図に記載されたものであったが、県営圃場整備予定地に所在しており、そのほとんどが現状保存された。

国道166号線改良事業予定地にある下滝野城・国道311号線バイパス予定地に所在する山崎遺跡なども、パトロール報告され、現在、県土木部と協議中である。

(2) 工事施行中のパトロール

工事区域が小規模であったり、工事着手前には、情報がキャッチできなかったものについては、工事施行中に遺跡が発見されることが多い。嬉野町原田山B１号墳は土取り中を発見され、土取り業者に通知され現在町教育委員会では対策を検討中である。

久居市戸木町池ノ原D遺跡は、自衛隊演習場内にある遺跡で、工事終了後にその破壊が露見され、問題を残した。

(3) 新発見遺跡の集約

パトロール中に発見される新遺跡も多く、４８年度以降、その数は100ケ所以上にも及び遺跡周知事業の実施ともあわせ、新遺跡を集約し、カード作成、地図記入等を調査員に依頼した。

文化財パトロール件数

	重要文化財建造物		史跡		名勝		天然記念物		埋蔵文化財	
	146(県指定含329件)		23(87)件		5(16)件		24(98)件		6,443件	
	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数	巡視件数	要処理件数
4月										
5月										
6月	8						4		42	5
7月							1		23	3
8月	6						2		92	2
9月							2		40	2
10月			2				3		37	4
11月							3		66	1
12月			3						50	2
1月			5						39	6
2月	5		2						40	3
3月	13								29	2
合計	32		12		-		15		458	30

（件数については群をなすものを1件とする）

昭和５１年度　三重県文化財パトロール地区別調査員

地区		調査員	所属	住所
北勢教育事務所	員弁・桑名	松本　覚	藤原中	
		田中欣治	三重短大	
		伊東春夫	桑名高	
		伊藤信夫	四日市高	
	三重・四日市	山下雅春	朝日小	
		駒田利治	四日市農芸高	
		片岡雅章	四日市南高	
	鈴鹿・亀山	大場範久	神戸高	
		保条　馨	平田野中	
		谿花千人	〃	
		生駒　勝	津女子高	
中勢教育事務所	安芸・津・一志	浅生悦生	芸濃中	
		下井　彰	草生小	
		岩田直衛	津西高	
		田中喜久雄	高宮小	
		稲生進一	〃	
松阪教育事務所	松阪・多気 飯南	世古旦守	松阪第２小	
		榎本義譲	〃 第４小	
		下村登良男	久保中	
		青木　進	明星小	
		奥　義次	松阪商高	
南勢志摩教育事務所	伊勢・度会	西村忠之	厚生中	
		大西素行	二見小	
		中西　健	度会中	
		中世古祥道	自営	
	鳥羽・志摩	村上喜雄	小浜小	
		川添昭博	浜島中	
		伊藤　保	自営	
上野教育事務所	上野・阿山	森川桜男	〃	
		松山謙治	大山田中	

地区		調査員	所属	住所
上野教育事務所	阿山・名張	岡本武和 東川寅信	阿山中 蔦原小	
尾鷲教育	尾鷲・北牟婁	伊藤良 湊章治 杉本彰	尾鷲市郷土館 長島高 三木小	
熊野教育	熊野・南牟婁	古部均 嶋正央 木村文也	荒坂中 自営 新鹿中	

四日市市文化財パトロール要項

1. 趣旨

文化財の急激な消失・破壊が進行している現今、敏速かつ的確に文化財の状況を把握し、適切な保護措置を講じ得る態勢をつくる。

2. 調査内容

主として、各地域に所在する記念物・埋蔵文化財を対象とし、必要に応じて、その他の文化財の現状、管理、および環境保全の状況等について調査を行なう。

3. 調査員

調査員は教職員あるいは民間有識者、若干名を委嘱する。

4. 調査要領

(1) 調査員は教育委員会が作成した実施計画書（年間を前期・後期に分ける）に従い、パトロールを行なう。パトロール後、速やかに報告書を教育委員会に提出する。

(2) 調査員は定形的なパトロールの他、必要に応じて教育委員会の指定する文化財の調査に従事する。

(3) 緊急を要する事項を発見したときは、直ちに教育委員会に連絡をとり、対応措置を構ずる。

5. その他

この要項にない事項は必要に応じ、教育委員会が指示する。

附　この要項は、昭和４９年７月２４日実施する。

四日市市文化財パトロール調査員

調査員	所属	住所
高川　晃	常磐小学校	
早川　裕己	川越南小学校	
森　逸郎	三重小学校	
片岡　雅章	四日市南高校	
安田　日出麿	常磐中学校	

パトロール地区とパトロール調査員

地区	内容	調査員
A地区	保々・下野・八郷	安田・早川
B地区	富田・大矢知・羽津・海蔵・三重北	森・早川
C地区	三重南・県・神前・桜・川島	高川・森
D地区	常盤・四郷・日永	片岡・高川
E地区	河原田・内部・小山田・水沢	安田・片岡

津市埋蔵文化財パトロール実施要項

本年度津市埋蔵文化財パトロールは、本年度は社会教育課よりパトロール員を依頼し、パトロール員は津市埋蔵文化財パトロール委員会を組織し、教育委員会は津市埋蔵文化財パトロール委員会にパトロールを委託し、教育委員会と連携の上パトロールを実施する。

◦目　的

津市内の埋蔵文化財のパトロールをおこない、遺跡の現状の確認・破壊の事実の発見及び新らしい遺跡の確認をおこない、埋蔵文化財の保護に資する。

◦実施方法

パトロールは年6回別表のとおり実施する。

パトロールは毎回全市にわたり実施するも、特に周辺地区に重点をおくものとする。

パトロールは市内を8地区に別けて実施する。地区割は別紙地図のとおりとする。

毎回パトロール実施後、実施報告書をパトロール従事者氏名とともに教育委員会に報告すること。たゞし緊急の場合は随時連絡すること。

パトロール員は遺跡の確認をおこない、地図及び台帳の記載事実と異なる場合は訂正し、新遺跡発見の場合は地図及び記載の原稿を連絡し、遺跡台帳・地図を補正する。

津市埋蔵文化財パトロール員

氏　名	勤務先	住　所	備　考
岩田直衛	津西高等学校		
生駒　勝	津女子高等学校		
河合良成	橋南中学校		
和田　勉	〃		
高士洋幸	櫛形小学校		
岡　光洋	附属中学校		
三重大学歴史研究会原始古代史部会			
津高地歴クラブ			顧問 福江克明
津西高郷土史クラブ			〃 栗本俊雄

パトロール地区及びパトロール員氏名

地区	内　訳	パトロール員氏名
1 区	橋南・藤水・高茶屋・雲出・半田の1部	河合良成・和田　勉
2 区	新町の1部・神戸・半田の1部	津高地歴クラブ
3 区	主として片田地区	同　上
4 区	長谷山	三重大原始古代史部会
5 区	櫛形の大部・安東の1部	岡　光洋・高士洋幸
6 区	新町の1部・津駅西丘陵	岩田直衛・生駒　勝
7 区	橋北・白塚・栗真・一身田の大部・豊里の1部	津高・津西高両クラブ
8 区	豊里の大部	〃

パトロール実施月

8月中・11月中・12月中・52年1月中・2月中・3月中

4. 埋蔵文化財調査技術者養成

昭和４３年度以来、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター、多賀城跡調査研究所・朝倉氏遺跡調査研究所・太宰府跡調査事務所などの県外の研究機関に派遣して、調査担当者の研修を行うと同時に昭和４９年度からは、県内でも夏休みを利用して研修会を開催している。

(1) 県外研修派遣

７月２１日～８月２８日の期間、奈良市佐紀町・奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘技術者一般研修会に派遣した。

研修者　古部　均（熊野市立荒坂中学校教諭）

内　容　1. 埋蔵文化財保護の現状と問題点

2. 実測実習（土器・石器）・測量実習・調査実習・写真実習

3. 遺跡見学

4. 保存技術見学

(2) 県内研修会

鈴鹿市教育委員会の協力を得て、鈴鹿市郡山町郡山遺跡調査事務所において開催し、市教育委員会職員・小中学校教職員９名が参加した。結果については、昭和５１年１２月２日付、教文課第1055号で研修者の所感文とともに各教育事務所長および各所属長宛に通知した。

（研修参加者）

教育事務所	氏　名	勤務先
北　勢	谷口　進	栄小学校
	高川　晃	常盤小学校
	樋口祥己	白子中学校
	津村初男	箕田小学校
	小黒成子	稲生小学校
中　勢	橋本　滋	津市教育委員会
松　阪	岡本好雅	殿町中学校
上　野	田村輝之	丸山中学校
	稲垣卓史	自営

III 緊急調査の現状

埋蔵文化財の取り扱いについては、協議・現地立会等により原則として現状保存に努めているが、計画上保存が困難な場合には事前の発掘調査を実施している。

今年度は、法５７条の２および５７条の３の届出・通知は１０件であり、５７条の１および９８条の２の届出・通知は２７件であった。

近年、開発事業の大型化に伴い調査対象遺跡が大規模になると同時に、調査期間の長期化・調査費用の増大・不十分な調査態勢等々に深刻な問題を提起しており、今後更に景気促進・景気回復に伴う土木工事の活発化により、埋蔵文化財の保護体制に具体的対応策を打ち立てる必要がある。

また調査そのものの緊急性もさることながら、広域遺跡・大規模遺跡の保護としての斎王宮跡の保存が一段とクローズアップされてきた。

1. 斎王宮跡の調査

多気郡明和町大字斎宮から大字竹川にまたがる斎王宮跡の本年度の発掘調査は、斎王の森の南西側にあたる斎宮小学校の北側、近鉄山田線斎宮駅前について行なった。この他とくに本年度は昭和４８年度から昭和５０年度まで行った宮域の範囲確認調査の結果にもとづき、宮域の範囲を推定するとともに、今後の保護措置を検討することとなった。その概要は『斎王宮趾－範囲確認調査概要』1976・9にまとめた。調査着手当初は、諸国の国庁、太宰府の政庁などの規模から２００m四方、あるいは３００m四方が想定されたが、西を流れる祓川をふくめて、東西約２Km、南北約１Kmの範囲で、約１６０haの面積を占めるものと考えられるに至っている。このことについては、県教育委員会が委嘱した斎王宮跡調査指導委員（元京都大学教授　福山敏男氏－建築史、京都府立大学教授　門脇禎二－古代史、三重大学教授　服部貞蔵氏－考古学、名古屋大学助教授　楢崎彰氏－考古学、陶磁史、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長横山浩氏－考古学）の諸氏による検討結果であり、また文化庁記念物課の一定の判断でもある。

こうした結論の上にたち、以後国史跡の指定による保存と活用方法について、様々な角度からの検討と計画の樹立をすすめることとなった。まずその第一歩として、理解と協力要請のため、町主催による講演会及び地元地区別説明会が開催された。

講　演　会・斎王宮跡の価値と保存の意義について
　　文化庁文化財鑑査官　坪井清足　氏
　　斎宮小講堂　　昭和５１年１１月２６日
地元説明会・牛葉地区会所　　昭和５２年　２月１０日
　　・中町地区会所　　〃　　２月１４日
　　・竹川地区会所　　〃　　２月２２日
　　・町役場（北野・斎王・坂本）　　〃　　２月２８日
指定説明会・文化庁主任文化財調査官　北村文治　氏
　　斎宮小講堂　　昭和５２年　３月　８日

斎王宮跡の調査としては、町教育委員会を調査主体とした宮域内の個人住宅新築にともなう事前発掘調査、松阪広域圏道路工事にともなう事前の発掘調査、この他、文化財保護法第５７条の２の届出による近鉄山田線の側溝改良工事、明和農協斎宮支所倉庫の改築などの立合いにもあたった。

斎王宮跡について

照会　　（昭和５１年9月１４日　三重県教育委員会教育長から文化庁長官あて）

標記宮跡について当教育委員会では国庫補助金の交付をうけて、昭和４８年以来、宮域の範囲確認調査を実施し、別紙（省略）のような結果を得ることができました。

ついては、下記のことについてご回答くださるとともに、よろしくご指導くださるようお願いします。

記

1. 発掘調査個所が斎王宮跡であることの当否について。
2. 斎王宮跡と確認された時の文化庁としての今後の措置について。

回答　　（昭和５１年１０月２９日　文化庁文化財保護部長から三重県教育委員会教育長あて）

昭和５１年９月１３日付け教文第３０５号で照会のあった標記のことについては、下記のとおり回答します。

記

1. 遺跡の性格について

三重県多気郡明和町所在の古里遺跡及びその東側に続く「斎王の森」を中心とする遺跡の性格については、昭和４６年以来一貫してこれらの遺跡につき発掘調査を実施されている貴教育委員会において判断されるのが最適と考えられますが、当庁として、現在知られている事項をもとに考慮すれば、おおむね次のとおりであります。

古里遺跡及びその東側に続く「斎王の森」を中心とする遺跡については、従前から当該地の地理的位置、地割の状況、小字名等によって斎王宮跡と推定されてきた地域でありますが、発掘調査の結果更に次のような事実を確認することができます。

① 奈良時代から鎌倉時代に属する大溝跡及びその内側で明らかに官衙のものと考えられる建物群の遺構が検出されたこと。

② 発掘調査によって確認された範囲内における遺構等の状況は、内容及び規模において文献によって推定される斎王宮の遺跡にふさわしいものであること。

③ 出土遺物においても、平城宮跡に次いで豊富な器種の緑釉陶器が広範な地域において多量に検出されたこと。

以上のような事情を総合すれば、これらが斎王宮の遺跡であることは、ほぼ確実であると考えられます。

2. 遺跡の取扱いについて

斎王宮は、奈良時代に律令官制とは別に斎王の居住するところとして造営され、以後、平安・鎌倉時代を通じて存続した他に類例のない官衙であり、その遺跡は我が国の歴史を理解する上に極めて重要なものであります。したがって、当庁としては、遺跡としての範囲及び各々の地区ごとの性格、保護の対象とすべき地域並びにある程度具体的な保護の手法が明らかにされた段階で、史跡に指定して保護する必要があるものと考えております。

ついては、貴教育委員会におかれては、遺跡の調査・研究体制の充実を図り、

主要建築遺構の究明とそれによる斎王宮の基本的造営計画の解明を主眼として引き続き計画的な発掘調査を実施するとともに遺跡の重要性を十分認識し、その保護に関する基本方針を明確にしつつ地元町当局、住民等と協議の上、その十分な理解と協力を得て史跡指定及びその後の措置等についての具体案の樹立に一層努力されるようお願いします。

なお、上記の体制の充実、発掘調査の実施、保護に関する基本方針の確定及び史跡指定等の措置に関する具体案の策定等については、適宜当庁と連絡をとり、遺漏のないよう御配慮ください。

2. 遺跡周知事業

埋蔵文化財包蔵地の周知徹底は、昭和５０年の文化財保護法改正の重要課題であり（法５７条の４）、各市町村別に遺跡台帳・遺跡地図・地名表を整備することとなった。

(1) 趣　旨

県内には約7,000箇所（新発見約1,000箇所）の遺跡が所在しており、広く県民にその所在を周知徹底をし、各種土木工事と埋蔵文化財保護との関係の調整をはかり、遺跡の保護に万全を期する。

(2) 事業主体

三重県教育委員会（国庫補助事業）

(3) 事業の内容

① 市町村別遺跡台帳の作成・整備

② 遺跡分布地図原図（マイラーベース）の作成

・精度の高い地図を原図とし、原則として各市町村ごとに１枚のマイラーベースを作成する。

・焼き付けたマイラーベースに遺跡を記入し、市町村ごとに遺跡番号を付す。

③ 地名表の印刷及び遺跡分布地図の複製・市町村ごとの遺跡分布地図を青写真複製し、開発関係機関に配布する。

(4) 資料配布等

・遺跡台帳の写し及び遺跡分布地図の青写真を各市町村に配布する。

・作成した遺跡分布地図原図は県教育委員会において保管するが、マイラーベース第２原図は各々の市町村教育委員会が作成し利用するよう指導する。

・県及び市町村の遺跡台帳・分布地図原図は食い違わぬよう連絡を密にし、定

期的に点検する。

・遺跡地名表及び遺跡分布地図複製については、開発関係機関にも配布し土木工事と埋蔵文化財保護の調整をはかる。

3. 緊急発掘調査の概要

本年度、県内において行なわれた発掘調査は４１件の遺跡・古墳等についてである。全て土木工事計画にともなう事前の緊急発掘調査である。その調査経費は原則として原因者負担で、本年度は約２億3,000万円を要している。また事業者の経営規模が小さく、経費負担の困難な場合は、国庫・県費補助金をうけて実施され、６件約2,500万円が支出されている。各遺跡名のつぎの※印は国庫補助事業、△印は遺跡範囲確認調査である。

貝之谷古墳（四日市市日永字貝之谷）※

事 業 名　個人宅地造事

調査主体　四日市市教育委員会

調査期間　昭和５１年８月

概　　要　調査は宅地造成中に不時発見され、事業者の届出によって行ったものである。古墳は通称登城山の丘陵の東側斜面、標高約１４ｍの位置にある。調査の結果、石室は基底部の敷石部分を残すのみで、他の石材はすべて抜き取られていたが、抜き取り穴を追求することによって、平面的な規模が確認された。石室は幅約1.６ｍ、長さ５ｍ以上の規模を有する横穴式石室で、石室構築時の掘り方も良好な状態で検出できた。ただ、墳丘については不明である。遺物は銀環４、銅環１、土玉約３０、鉄鏃２とともに須恵器の高坏、坏、長頸壺および土師器の甕などを検出した。古墳の築造時期はこれらの遺物から７世紀前半と考えられる。

ひょうたん塚古墳　（四日市市北小松町字中山）※

事 業 名　山本建材・土取り

調査主体　四日市市教育委員会

調査期間　昭和５１年１２月

概　　要　内部川の北方、西方から東方に派生する標高約５５ｍの台地の頂部、通称月見山に位置する。墳丘はほとんど削平され、畑地として利用されていた。

石室は盗掘によって両側壁・奥壁の基底部および敷石部分を残すのみで、他は破壊されていた。石室の開口方向はほぼ東で、南側にわずかの袖をもつ片袖式の横穴式石室で、規模は玄室の幅約２ｍ、羨道部幅約1.６ｍで全長8.８ｍを有する。石室の構築状態は石室の位置する地点が台地の頂部から北側斜面にあたるため、南側は地山を掘削し、石室のほぼ中央より北側半分は盛土を行なって、石室床面のレベルを平均化するといったものであった。また、南側壁は掘削した地山面上に基底の石材を置いているのに対し、北側壁は南側壁の基底石材より約６０cm低い盛土中に基底の石材を置いていた。墓道は羨道部より4.５ｍ延びたところでほぼ直角方向に曲り、この部分から約９ｍ検出したが、それ以上は崖で不明である。幅約１ｍで、羨道部から先に行くほどレベルが低下し、最深は約２ｍである。棺材に関する資料は得られなかったが、出土遺物は豊富で、須恵器の有蓋高坏、坏、提瓶、俵壷、長頸壷および土師器の坏、甕とともに銀環４、銅環２、こはく製うす玉１、銀製うす玉７、鉄鏃約２０、直刀２がある。これらの遺物から古墳の築造時期は６世紀後半で７世紀の前半まで追葬が行なわれていたと会えられる。

小判田遺跡（四日市市芝田２丁目字小判田・杉本）※

事 業 名　四日市市市立病院建設

調査主体　四日市市教育委員会

調査期間　昭和５１年９月～１１月

概　　要　遺跡は三滝川の南岸、標高約５ｍの沖積平野に位置し、調査前は水田であった。周辺には弥生～平安時代に至る遺跡があり、極めて遺跡分布密度の高い地域である。調査は建設地約３万m²に４×４ｍのグリッドを約５０ケ所設定し、遺構遺物の検出状態によって拡大発掘する方法を用いた。調査の結果、建設地の北西部と南東部において遺構・遺物を検出した。

北西部　遺構としては、約１ｍ×約２ｍの方形土坑、杭列と考えられる柱根１５本、ピット多数、池状の深い落ち込みが検出された。遺物は、鎌倉時代後半から室町時代前半と考えられる山茶碗および山皿・青磁・常滑焼壷・古瀬戸小壷・土師器鍋・皿、硯、刀子、土錘、丸玉土製品、墨書木札（長さ１９cm、幅1.５cm、厚さ１ mm）、下駄、漆器椀、箸状木製品、櫛、木製鉢、曲物、建築材等が出土した。

南東部　２×２間の掘立柱建物址２棟の他溝多数、円形土坑２ケ所、方形土

坑１ケ所およびピットが多数検出された。掘立柱建物の柱穴からは、須恵器の坏片（７世紀前半）が出土している。また円形土坑の１ケ所からは、鎌倉時代前半の土器が多量に出土している。グリッドの西北部で検出した方形土坑にはＵ字型の小口部を加工した木材が残っていた。遺物は、山茶碗の小片を含んでいる。この他グリッドの全体から６世紀後半の須恵器坏や山茶碗が多量に出土している。北西部で検出した山茶碗には、「○」・「＝」などの墨書とともに地名を墨書したものも含まれており、これまで不明であった市内における中世遺跡の一端を明らかにしえた。

北野古墳（鈴鹿市加佐登町北野）

事業名　水資源開発公団・加佐登調整地

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年３月～昭和５２年３月

概　　要　標高５３ｍ前後の台地上にあって竹薮となっている。すでに盗掘されており、玄室奥壁石１、羨道部の積石がわずかに残っているだけである。石室全長７ｍ、玄室長さ５ｍの筒状で７ｍ×３ｍの長方形の掘り方が確認できた。石室中心軸はＳ１０°Ｅを計測し、羨道部端より南へ巾１ｍ、長さ５０ｍの墓道があり、墓道の両脇に３組の杯蓋がならべてあった。また、玄室内に４ｍ×２ｍの範囲に敷石が残存しており、それから、無文銀銭１、須恵器、土師器、釘多数、人骨等が出土した。時期的には７世紀中頃以降のものと思われ、追葬のあったことが確認できた。

大欠積石遺跡（鈴鹿市加佐登町大欠）

事業名　水資源開発公団・加佐登調整池

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年３月～昭和５２年３月

概　　要　北野古墳の南西約５０ｍの台地端部標高５５ｍにある。直径１０ｍ、高さ１ｍに山石が不規則に積まれており、積石の間から、土師器、須恵器片と和銅開珎１が出土した。遺構らしきものも全くなく、目的をもった構造物とは断定できなかった。

富士山１０号墳　（鈴鹿市国分町）

事 業 名　農地整備（個人）

調査主体　鈴鹿市教育委員会

調査期間　昭和５１年９月

概　　要　鈴鹿市国分地、菅原神社の南方、富士山古墳群の一つである。発見の連絡を受けた時はすでに古墳は削平され、平坦な畑地と化し、底部のみ残した土師質の円筒埴輪列がほぼ円形に巡っているのが確認できたのみであった。その後、数本のトレンチを設け、古墳の形状、規模を明らかにすることにつとめた結果、全長約２０ｍ（前方部6.５～7.０ｍ、後円部１３ｍ）の前方後円墳であることが判明した。前方部付近より出土した須恵器片から、６世紀の初頭頃の築造年代が考えられる。付近の畑には、まだ、わずかに高まりをもつ古墳の痕跡が数ケ所あって、本古墳も削平される以前はこんな現況であったのだろうと思われる。

西高山Ａ遺跡　（鈴鹿市郡山町字西高山）

事 業 名　三交不動産ＫＫ・団地造成

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年７月～９月

概　　要　東西約５００ｍ、南北約６００ｍの範囲にある郡山遺跡群のなかでも、最も南に位置し、河芸郡河芸町との境近くに所在する。小支谷によって囲まれた舌状の台地である。本遺跡（5,000m²）からは、古墳時代から飛鳥時代にかけての竪穴住居址２６基、掘立柱建物址１５棟が見つかっている。先後関係は、掘立柱建物址の方が新しいようである。掘立柱建物址のなかでも、方形の倉庫址的なものは中央部に入り込んだ谷の南面、東端部に集中している。出土遺物は、古墳時代の須恵器が中心で、飛鳥時代のものはわずかである。

西高山Ｂ遺跡　（鈴鹿市郡山町字西高山）

事 業 名　三交不動産ＫＫ・団地造成

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年１０月～１１月

概　　要　西高山Ａ遺跡より、巾８０ｍの小支谷をへだててすぐ東に位置する。試掘調査結果より、遺跡群内で最も古い須恵器が出土しているため、本遺跡の

北半分を緑地保存とし、南半分（約3,000m²）を調査することになった。調査の結果、６世紀初頭の古い須恵器を伴なう竪穴住居址３基が見つかった。それらの住居址に囲まれるように、小柱穴が多数見つかったが、建物としてはまとまらなかった。竪穴住居址についてのみ見てみると、西高山Ｃ遺跡→Ａ→Ｂと集落が移動しているように考えられる。

柴崎遺跡（亀山市川崎町字柴崎）

事業名　八島川災害復旧工事

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５１年８月～１０月

概　　要　亀山市の北部にあり、すでに八島川によって切断され、その北端部のみが、取り残された格好になっていた。今回、県土木部の八島川災害復旧工事の施行に伴い、幅１４ｍ、長さ１００mの八島川に沿う細長い部分が発掘された。

時代的には、縄文時代後期～室町時代の遺構が確認されたが、中でも古墳時代前期から後期に至る竪穴式住居址が多く検出された。

須恵器が出土しなくて土師器のみの住居址と、須恵器を伴う住居址とに区分され、それらは、炉址とカマド址に分類された。

出土遺物も古墳時代の土師器、須恵器が大半であり、ベンガラを詰めた小型壷も発見された。また土製の勾玉も出土し珍らしいものであった。

縄文土器・平安・室町時代の土器は少なかった。

地蔵僧遺跡（亀山市川崎町字地蔵僧）

事業名　市土地開発公社・工場用地造成

調査主体　亀山市教育委員会

調査期間　昭和５０年７月～昭和５２年３月

概　　要　御幣川左岸の河岸段丘上に営まれた縄文時代～飛鳥・奈良時代に至る遺跡である。畑地と山林の一部を含め、１０,０００m²を発掘調査した。調査の結果、中心は古墳時代の集落址で、前期～後期竪穴住居址３２を検出。縄文時代土坑２、弥生時代中期方形周溝墓４（内１基は不明）、弥生時代後期竪穴住居址１、飛鳥・奈良時代竪穴住居址３、掘立柱建物址５、その他、敷石遺構、溝址も見つかっている。主な出土遺物は、縄文後、晩期の土器片、方形周溝内出土の弥生中期土器、竪穴住居址内出土の土師器、須恵器、鉄鏃、砥石等があ

る。とりわけ古式土師器が量的に多く、今後の資料整理に期待が持たれる。また、古墳時代前期～後期の住居址の規模、形態の差は、後期古墳出現との関連において好資料となるであろう。

八幡前・東観音寺遺跡（安芸郡安濃町）△

事 業 名　村道改良

調査主体　安濃町教育委員会

調査期間　昭和５１年８月

概　　要　安濃川の右岸の標高２０ｍ前後の台地上にあって、現況は田、畑である。畑地上に広範囲に遺物散布が認められたため、事前に試掘調査を実施したところ、遺物の出土もわずかで、遺構も確認できなかった。このことから、遺跡のはずれか、畑耕作によりすでに攪乱されたものかは不明であるが、緑釉陶器片１片が採取された。また、丘陵に近い部分では、ハニワ片が出土している。今後この道路に交叉するように県道改良が予定されているため注意をする必要がある。

池の谷古墳（津市大字垂水字池の谷）

事 業 名　三交不動産KK災害復旧

調査主体　津市教育委員会

調査期間　昭和５１年１１月

概　　要　池の谷古墳は、潮見ケ丘団地内に保存されている現長５０ｍ（築造時約８０ｍ）の前方後円墳である。９月の台風で斜面が約１０ｍにわたり崩壊した。その復旧工事のため、後円部西側の周溝の一部、約１００m^2にわたり発掘調査を実施した。池の谷古墳の周溝は、中世砦址の堀址との説もあるが、今回の調査では浅い溝が巡るのみで、中世砦址との関連は明らかにできなかった。出土遺物には円筒埴輪片があるが、いずれも墳丘からの流れ込みである。藤谷古窯址群に見られる須恵質の埴輪は出土していない。

上村遺跡隣接地（津市半田）△

事 業 名　圃場整備（団体営）

調査主体　津市教育委員会

調査期間　昭和５１年１１月

概　　要　岩田川の右岸・上村遺跡の西の低湿地で、圃場整備の幹線水路用地内に２ｍ×２ｍのグリット１０ケ所を試掘調査したが、遺物・遺構は検出されなかった。

納所遺跡隣接地（津市河辺町、納所町、北河路町）△

事 業 名　中部電力KK鉄塔建設

調査主体　津市教育委員会

調査期間　昭和５２年１月

概　　要　津市納所町字養老から河辺町亀井にかけて、７ケ所の鉄塔建設用地を試掘調査したが、遺構・遺物は検出されなかった。（河辺町６・７・８・８６・128、納所町６８・６９・１５９・１９０、北河路町２８７）

戸木城址（久居市戸木町字桃里）

事 業 名　戸木小学校建設

調査主体　久居市教育委員会

調査期間　昭和５２年１月～３月

概　　要　戸木の部落のある台地の裾には「城ノ越」という字名が残っており、台地の端部には古文献に見える「戸木御所」が造築されていた可能性が強かった。その地に小学校建設の計画がたてられ、その保護については、協議が進められてきた。昭和５２年１月には、その実態を把握するため試掘調査が実施され、遺構・遺物が多く発見された。３月には、約1,７００㎡にわたって、全面的に調査がなされ、幅８ｍ、深さ2.６ｍを測る巨大な空濠や平面がコの字形を呈する濠などをはじめ、土坑、ピットなどが多数検出された。出土遺物には、「戸木御所」当時（天文２３年造営）の磁器、陶器以外に、近世のものも多く目立った。遺構の堆積土断面・遺物から見て、戸木御所は藩政期に一挙に埋められ地上から全く姿を消していたのであろう。

貝塚遺跡（一志郡三雲村久米字殿垣内）※

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５１年１２月

概　　要　海岸より西の陸地側へ2Kmの水田地帯に位置し、標高３ｍ前後のわ

ずかに高い畑地上にある。圃場整備事業により全面削平されることとなっていたが、７月の試掘で遺構・遺物が検出されたため協議により畑よせ保存されることになった。しかしほゞ中央部に排水路が通るため、この部分長さ５４ｍ、巾２ｍを調査することになった。その結果、多数の土坑、溝ピットが検出できた。時代は弥生時代後期から古墳時代前期のよい資料が出土している他、磨製石剣片先端部と装飾土錘が出土した。地山は砂質土からなっており、その上にブロック状に粘質土がのっている。調査面積がわずかであったため、遺構などがまとまらなかったこと及び『三国地誌』にいう大行寺址の遺構も確認できなかった。

南山遺跡（松阪市土古路町南山）△

事業名　渡辺砂利・砂利採取

調査主体　松阪市教育委員会

調査期間　昭和５２年２月

概　　要　海岸に近い、東西に細長くのびる低地の微高地の東端部に位置する遺跡で、この遺跡の大部分が砂利採取地となるため、試掘調査を実施。幅1.５ｍほどのトレンチを南北方向に、２０ｍの間隔をおいて設定し、総延長１５０ｍを掘る。現地表より１ｍ前後の深さの砂堆中に、厚さ３０～５０cmのやゝ引き締った赤褐色砂質の遺物包含層がひろがることが判明した。包含層中より須恵器・土師器が多量に出土し、それにより奈良時代から室町時代に至る期間に断続的に形成された遺跡と推定された。なお、トレンチ中に二枚貝が多量に堆積した箇所が２ケ所見つかり、土師器も中に含まれていることから、室町時代に属する小貝塚と思われる。他に土錘、鉄器も出土した。

なお、５３・５４年度に砂利採取に伴う本遺跡の発掘調査を8,000ｍ^{2}ほど予定している。

出張遺跡（多気郡大台町新田字出張）

事業名　広域市町村圏道路・橋梁工事

発掘主体　大台町出張遺跡調査会

調査期間　昭和５１年７月～昭和５２年３月

概　　要　遺跡は、宮川と支流濁川とに狭まれた中位段丘上に位置する。北側を砂利採集工事により破壊されており、今回の調査は、田口大橋の橋台部分・引

込み道路部分合わせて1,620m²。うち約800m²を発掘。4×4mのグリッド方式による全面発掘。Ⅲ層・黄褐色土層中より、現在まで約17,000点の遺物を検出。約60点のナイフ形石器をはじめ、細石刃・細石刃石核・石刃・石核・スクレーパーなど約200点の石器がみつかっている。石質はチャートのほか、流紋岩・安山岩・その他のものがみられる。また、遺物の集中・炭化物の集中地点が確認されている。

斎王宮跡（多気郡明和町斎宮）※

事業名　宮域確認調査

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和51年4月～8月

概　　要　小字塚山に2A、宮ノ前に2B、東裏に2C、内山に2Dの各トレンチを設定して、約630m²を調査。2A、2Cトレンチでは平安時代の掘立柱建物址や土坑を検出。遺物には土師器、灰釉陶器とともに緑釉陶器も出土している。一方、2B、2Cトレンチでは奈良時代の遺構が見つかっている。2Bトレンチでは古里B、E地区よりP、Iトレンチまでつづく溝址が、2Cトレンチでは竪穴住居址があり、円面硯も出土している。

斎王宮跡（多気郡明和町斎宮）

事業名　広域市町圏道路工事

調査主体　明和町教育委員会

調査期間　昭和51年4月～6月、10月～11月、昭和52年1月～2月

概　　要　昨年度末調査部分、竹神社の東側で、近鉄線をはさんで約1,000m²を調査。この部分は小字「柳原、牛葉」と「中西、鍛冶山」の境界部分である。南北に走る溝址、掘立柱建物址、柵址、土坑、井戸等を検出。溝内からは一括して棄てられた土師器皿が多数出土し墨書されたものも多数ある。掘立柱建物址は5棟あり、そのうち規模のわかるものは2×5間、2×3間の2棟である。この竹神社の部分がある時期の斎宮寮の中心部に近い箇所であることが予想された。

斎王宮跡（多気郡明和町斎宮）※

事業名　個人住宅建設

調査主体　明和町教育委員会
調査期間　昭和５１年１２月
概　　要　合計６戸の個人住宅を調査。調査面積は約４００m²。小字では下薗１戸、西加座３戸、東加座２戸である。既に住宅を建築後の調査もあり、小規模な調査しか出来なかった。しかし、西加座の広域圏道路のすぐ東側では関連する遺構から多数の灰釉陶器、土師器が出土した。更にもう一個所からは完形の緑釉陶器の皿が出土。斎宮寮の東限に近い東加座においても掘立柱建物址を検出した。

二ッ橋遺跡（多気郡明和町明星字二ッ橋）△
事 業 名　丸二造園・宅地造成
調査主体　明和町教育委員会
調査期間　昭和５２年２月
概　　要　近鉄明星駅の西約２００mの低位段丘上にある。２０m方眼の交点に４m四方のグリット２３ケ所、その中間に８ケ所設定して試掘調査をおこなう。このうち遺構遺物が検出されたのは東側中央約1,000m²である。遺構としては柱穴、土坑等があり、遺物は土師器杯甕、須恵器等である。

水池遺跡（多気郡明和町明星字水池）※
事 業 名　北岡組・宅地造成
調査主体　明和町教育委員会
調査期間　昭和５１年７月～８月
概　　要　近鉄明星駅南西約５００mの低位段丘西辺にある。約1,500m²発掘し、土器焼成坑１６ケ所、掘立柱建物４棟、竪穴住居址３棟、土坑１１ケ所、粘土溜２ケ所、井戸１基、溝１条を検出した。時期は８世紀前半。これらの遺構は焼成坑を東半部に半円形に配し、その中に建物、井戸、粘土溜を配置するなど一定の計画性がうかがわれる。土師器製作に関するこうしたまとまりのある遺構の発見は初めてであり、その重要性から国の史跡に指定されることとなっている。

荘遺跡（度会郡二見町大字荘同三津）△
事 業 名　１６７号線バイパス工事

調査主体　三重県教育委員会
調査期間　昭和５２年２月
概　　要　一般国道１６７号線バイパス工事着手前の遺跡分布調査で、度会郡二見町内の道路敷上約１Ｋｍに鎌倉～室町時代の土器片を多数採集した。その結果をもとに、遺跡の範囲・遺構の有無確認の試掘調査を実施した。遺跡は五十鈴川右岸約８００ｍ、二見ケ浦より約８００ｍほどの浜堤上にあり、南・北側の水田よりやや低く旧畑地に位置し、二見町大字荘地区の東西２地区（東９０×２０ｍ、西４００×２０）に鎌倉時代を中心とする遺跡が推定された。

遺構は大溝・溝・約３０ｃｍ大の山石による配石、根石をもつ数個のピット、土坑などの多くが検出された。遺物は古墳時代の須恵器坏から鎌倉時代の山茶椀、室町時代の土師器鍋などで、特に鎌倉時代の土器が多量に出土した。

離宮院跡（度会郡小俣町字離宮山）
事業名　官舎神社参集殿建築
調査主体　小俣町教育委員会
調査期間　昭和５２年３月
概　　要　史跡指定地西南部には官舎神社がある。調査はこの神社西側の増築予定地約２００ｍ²を発掘した。検出した遺構は、掘立柱建物１棟、溝４条、土坑等である。掘立柱建物は北で東に約５度ふれる４間×２間の南北棟建物。桁行８.５ｍ、梁行３.６ｍで束柱を持つ。鎌倉時代以降の建物と思われる。溝は中央と東端にあり、巾２０～５０ｃｍの浅いもので建物と平行する。出土遺物は土師器坏、皿、椀、高杯、須恵器甕、灰釉陶器、山茶椀等で平安時代から鎌倉時代のもの。量は少い。

万度盛塚（度会郡南勢町五ケ所浦字中六間）
事業名　南勢町建設課・土地区画整理
調査主体　南勢町教育委員会
調査期間　昭和５２年３月
概　　要　五ケ所湾の最奥に流入する五ケ所川の河口に形成された平地に位置する。区画整理事業に先だつ分布調査によって発見されたもので、水田地帯の中央に長径５ｍ、短径４ｍほどの隋円形で高さ約１ｍの高まりを示していた。調査の結果、塚は礫まじりの腐植土を盛り上げて形成されたもので、その他の施

設は何ら認められなかった。遺物は土師器の鍋、山茶椀、中・近世の陶器片などが出土し、鎌倉時代以後近世にかけて存続したものと思われる。

新開遺跡（上野市西明寺新開）

事業名　ケイセイ化学工業KK・工場用地造成

調査主体　上野市教育委員会

調査期間　昭和５２年１月

概　　要　史跡伊賀国分寺跡の北東約５００mの台地に位置する。工場用地造成に先立って、試掘調査を行い遺構・遺物の濃密な約５００m²について発掘調査を実施した。遺跡は平安時代中期と思われるが、その存続期間が比較的短期間であったことによるためか、遺構には複雑な重複を示すものは少なかった。発見された遺構は推定規模によるものを含め、掘立柱建物２間×３間が４棟、２間×２間１棟のほか性格不明の土坑、焼土面などを検出した。

一方、遺物はさして多くの出土量はないが、土師器・黒色土器のほか火災に会ったものかと思われる平瓦片等が出土した。

久米山古墳群（上野市守田町）△

事業名　三重県住宅供給公社・団地造成

調査主体　上野市教育委員会

調査期間　昭和５１年４月～５２年３月

概　　要　上野市の市街地の南方に位置する標高２００mの久米山に所在する約60基の古墳群である。名阪国道建設によって６基が調査され、５世紀後半に属する古墳が知られていた。今回久米山台住宅団地造成に伴い、今年度現状保存が困難な１７基の古墳の発掘調査及び１８ケ所の古墳状の地点、造成地内の尾根部・緩斜面の遺跡確認調査を実施した。調査の結果、１７基の古墳のうち８基は古墳と認められず、また、後者１８ケ所の内では２基の古墳を確認し、５ケ所で溝状遺構と近世期の遺物を検出した。その他の地点は遺跡として確認しがたかった。従って、今回古墳として認められたものは１１基である。４５号墳以外は、円墳で多くは周溝をもち、内部構造は、木棺直葬と横穴式石室の２形態がみられる。副葬品には、玉類・鉄器・土師器・須恵器がある。それぞれの古墳の概要は次表のとおりである。

久米山古墳群調査一覧

（昭和５２年３月２９日　現在）

号　墳	規模(m)		周溝	内部構造	出　土　遺　物					備　考
	径	高			須恵器	土師器	鉄　器	玉　類	その他	
12（円）	12	1	○	木　棺						
29（〃）	10	1.5		〃	杯					
33（〃）	24	3	○	横穴式石室						
36（〃）	8	0.6	○	木　棺	壷					
37（〃）	15	2.5	○	横穴式石室	杯身、壷 高杯、提 瓶、鼎	椀	刀子		金環	人骨
40			○							
44（円）	23	2	○	横穴式石室	杯、提瓶	壷	直刀 鉄鏃	勾玉 棗玉	轡	人骨
45（方）	15 20	2		〃	杯					
51（円）	11	2	○	〃	高杯、壷 杯蓋	高杯				
108（〃）	18	2	○							弥生中期土器
117（〃）	12		○		杯蓋					
46・47・53・55・56・57・58・60　（以上自然地形）										

地　点	遺　構	出　土　遺　物	備　考
107		須恵器杯身・杯蓋・壷	４４号墳からの混入
109	溝		
110		陶器、磁器、瓦	近　世
111	ピット・溝	土師器、陶器、磁器、瓦、砥石	〃
112	ピット・溝	土師器、陶器、磁器、瓦	〃
113	ピット	土師器、陶器、磁器、古銭、鉄器	〃
115	溝		
119		磁器	
121		陶器、磁器、瓦、鉄釘	
103・106・116・118・120・122・126　（以上自然地形）			

筒御前古墳（阿山郡伊賀町中柘植字南出）

事業名　個人・資材置場造成

調査主体　伊賀町教育委員会

調査期間　昭和５１年１０月

概　　要　国道２５号線に面した台地の先端に位置し、畑地として耕作されていたため墳丘としての高まりは全く見られない現状であったが、地元では庚申塚、姫塚などとも呼ばれ、周知されていたものである。すでに昭和１１年に故鈴木敏雄氏らによって一部が発掘され須恵器・玉類・銅環などが出土している。今回、資材置場造成のため発掘調査を行なった結果、石室は２段前後を残し上部は崩壊しているものの玄室奥半では盗掘・攪乱などは受けず旧状を保っていた。内部主体はいわゆる複室と呼ばれる形態を示す横穴式石室で奥壁付近にのみ人頭大の石によって敷石がなされていた。今回の調査による遺物の出土は、これまでに攪乱されていなかった石室奥半のみに集中するが、須恵器、土師器、金環のほか直刀、刀子、鉄鏃などが出土し、六世紀後半のものと考えられる。

貴人塚古墳（名張市小波田）※

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５１年１０月・１２月

概　　要　美旗盆地南部の水田の中にある前方後円墳で、殿塚、女良塚、毘沙門塚、馬塚の美旗古墳群の中では、最小の全長４７ｍの古墳であった。周囲の水田の畔の様相から周溝の存在も充分に考えられていた。また墳丘も著しく削られ、当初の姿は、とどめていなかった。この地区の圃場整備事業の進展に伴い、現存する墳丘部そのものは、現状保存されることになったが、周溝の存在の可能性が強いことから、周溝の確認が必要となった。そこで、まず最初に奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターによる電気探査器によって、確認を試みた。水田にはかなり水を夥んでおり、あまり良いデータは得られなかったが、墳丘の北側及び後円部の東側では、周溝の存在も可能であるという電気抵抗を示し、ずいぶん削られている墳丘の原形を明らかにした。

圃場整備の計画は、墳丘の東南部に幹線排水路がつけられ、墳丘のまわりには、盛土がされるというものであった。排水路については、設計変更が困難で、発掘調査を実施しなければならなかった。また、盛土についても、周溝を確認

し、原形をさぐるという目的で、７箇所のトレンチを設定し、調査した。その結果、墳丘のまわりには、浅いながらも、幅約６mの周溝がめぐり、全長６５m、墳丘長５５m、後円部径３５m、前方部幅３５mのものであったことが、復原できた。遺物は、円筒埴輪が殆どで、わずかに須恵器、土師器、そして瓦器が見られ、おそらくは、中世に周溝が削られ埋められたのではないだろうか。最後に、古墳の築造時期であるが、詳しい検討は今後として、出土した須恵器の形式から６世紀前後と言えよう。

中村３号墳（名張市中村）

事業名　新東昭開発KK・宅地造成

調査主体　名張市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年１０月

概　　要　名張市南部の前山丘陵より南にのびる一支尾根（標高２３６m）上に位置する。墳丘は径約１１.５m、高さ約２mの円墳で、山側を中心に墳丘を馬蹄形にとりまく周濠がみられる。内部構造は南西に開口する横穴式石室で、玄室内には凝灰岩質の板状石材を組合せた石棺２基がある。横穴式石室は、全長4.８０m、玄室巾約1.８０m、玄室長さ3.０６mで、右側に袖をもつ片袖式石室である。石棺１は長さ1.３６m、巾0.８７m、深さ0.３８mであり、石棺２は長さ1.４５m、巾0.４７m、深さ0.３６mである。二石棺とも蓋石は取りのぞかれていた。出土遺物は、須恵器、土師器のほか、鉄片１個、滑石製紡錘車１個が出土した。築造年代は、出土した須恵器から６世紀中ごろと考えられる。

中村１０号墳（名張市青蓮寺）

事業名　新東昭開発KK・宅地造成

調査主体　名張市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年１１月～１２月

概　　要　名張市南部の前山丘陵中央部より南西にのびる一支尾根末端近くの南面する斜面（標高２４０m）に位置する。墳丘は径約１０m、高さ約2.５mの円墳で、山側を中心に墳丘を馬蹄形に取り囲むように深い掘り込み（周濠）が見られる。内部構造は、ほぼ西に開口する横穴式石室で、全長6.９m、玄室巾1.５m、玄室長さ3.１４m、高さ1.８mである。出土遺物は、須恵器、土師器のほか、耳環２、刀子１、鉄片２が出土した。築造年代は、出土した須恵器か

ら６世紀末前後と考えられる。その他、墳丘基底部及び古墳周辺から弥生土器及び土師器が出土したため、２ｍ×１０ｍの試掘坑２か所と２ｍ×２ｍの試掘坑を１０ｍ間隔に１２か所設定し、遺跡の範囲、遺構、遺物の検出を行なった。その結果、多数の弥生土器及び土師器のほか、小型青銅鏡２、錘１、剣２、鋳造鉄斧１、滑石製剣形品６、勾玉３、管玉１、有孔円板３、等の遺物と、竪穴式住居１、土坑１の遺構を検出し、遺跡の範囲は、中村１０号古墳を中心に約2,800m² に及ぶものと推定された。この遺跡は、土山遺跡と呼称することとし、５２年度に発掘調査することにした。

蔵持黒田遺跡（名張市蔵持黒田）

事業名　近鉄不動産KK・宅地開発事業

調査主体　名張市遺跡調査会

調査期間　昭和５１年１２月～昭和５２年３月

概　　要　下比奈知より北西に派生する比奈知丘陵の端部、平野部を見おろせる尾根幅の狭い小高い丘陵（標高２２３ｍ周囲との比高約２３ｍ）の頂上付近に位置する。丘陵の南西裾には黒田川が北流し約３Km 北部で名張川に合流する。調査は、中央部1,400m² を現状保存とし周辺部 5,300m²について実施した。その結果、弥生時代後期の隅丸方形の住居址３基、溝２条、土器集積４ケ所を検出した。遺物は各種の土器と砥石、すり石の類が出土した。土器のうち甕は外面にタタキを有するものが主流を占め、畿内との関連を含め淀、木津川水系の文化圏を考えなければならない。また各遺構より手焙り形土器片が多数出土していることは、本遺跡の性格を決定するのに一因となりうるだろう。本遺跡は伊賀地方の弥生時代から古墳時代へのプロセスを解きあかす上に重要な資料を供するものと思われる。

調 査 報 告 書 一 覧

発 行 者	書　　名	備　　考
三重県教育委員会	昭和51年度 県営圃場整備地区埋蔵文化財発掘調査報告	6遺跡、1古墳
〃	斎王宮跡発掘調査報告Ⅳ	明和町、奈良～鎌倉
〃	柴崎遺跡発掘調査報告	亀山市、縄文～室町
〃	三重県埋蔵文化財包蔵地一覧表（3）	昭和47年以降新発見
〃	斎王宮趾－範囲確認調査概要	
四日市々教育委員会	貝之谷古墳発掘調査報告	7世紀前半
〃	北小松古墳群ひょうたん塚古墳発掘調査報告	6世紀後半～7世紀前半
〃	小判田遺跡発掘調査報告	飛鳥～鎌倉
明和町教育委員会	水池遺跡発掘調査報告	8世紀前半
〃	斎王宮跡内個人住宅建設地発掘調査報告	

付　　篇

Ⅰ　埋蔵文化財保護関係通知等

文化財保護法第９８条の２第１項の規定により地方公共団体が行う発掘に関する通知書の受理等について（通知）

（昭和５１年６月１５日　文化庁文化財保護部記念物課長から三重県教育委員会教育長あて）

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和５０年法律第４９号）により、地方公共団体の発掘調査の権限に関する規定（文化財保護法（以下「法」という。）第９８条の２）が設けられ、それに伴い地方公共団体の行う発掘調査については法第５７条第１項の規定による届出に代えて同届出に準ずる方式による通知を必要とすることとしたことは、昭和５０年９月３０日付け庁保管第１９１号で通達したところであります。

この地方公共団体の行う発掘に関する通知書については、当庁としては、当該発掘に関して特に指示等を必要とする場合を除いて、法第５７条第１項の規定による届出に対する指示に準ずる取扱いを行わず、単に都道府県教育委員会教育長に対し、別紙様式により通知書を受理した旨を通知することとしました。

ついては、貴教育委員会におかれてもこのことを御了知の上、市町村の行う発掘調査の場合の当該市町村に対する連絡等の措置についてよろしくお取り計らいください。

（別紙様式）

委保記第　　号
昭和　　年　　月　　日

教育委員会教育長　殿

文化庁文化財保護部
記念物課長　横　瀬　庄　次

文化財保護法第９８条の２第１項の規定により地方公共団体が行う発掘に関する通知書の受理について（通知）

昭和　　年　　月　　日付け　　号で通知　進達のあった標記に係る通知書については、受理しました。

なお、調査に当たっては、遺漏のないよう御措置願います。

埋蔵文化財包蔵地の周知について（通知）

（昭和５１年１０月１５日　三重県教育委員会文化課長から各市町村教育委員会教育長あて）

遺跡の周知については、昭和４８年７月３０日付教文第３５３号で通知したところでありますが、最近国の機関等（地方公共団体又は、国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの）において、各種事業により埋蔵文化財の破壊、または、き損される事例が目立っているので、文化財保護法（昭和５０年７月１日改正、１０月１日施行）第５７条の４に基づく埋蔵文化財包蔵地の周知について、下記事項の徹底につとめられたい。

記

1. 精密な遺跡地図ならびに台帳を作成し、市町村開発関係部局および埋蔵文化財包蔵地の土地所有者等に配布するなど周知につとめること。
2. 国の機関等については、その所有地内における埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備、その他周知の徹底の措置をとること。

農業基盤整備事業に伴う史跡名勝天然記念物
および埋蔵文化財の保護について（依頼）

（昭和５２年１月３１日　三重県教育委員会教育長から農林水産部長あて）

みだしのことについては、従来から貴関係部局の協力方をお願いしてきたところであります。

ついては、別紙「農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について」（昭和５０年１０月２０日付庁保記第２１１号による文化庁文化財保護部長通知）の趣旨に基づき、下記のとおり実施することといたしたいので、文化財保護に遺漏のないようお願いします。

なお、このことについては、貴管下の関係出先機関に対しても伝達くださるとともに当教育委員会とつねに密接な連絡をとられるようご指示方をあわせてお願いします。

記

1. 事業計画地域内において、事前に国、県、市町村指定の史跡名勝天然記念物の現地確認調査および埋蔵文化財包蔵地の現地分布調査を実施し、その結

果に基づき以下の措置をとる。

2. 国、県、市町村指定の史跡名勝天然記念物の所在が確認された場合は、文化財保護法および三重県文化財保護条例等の規定に基づいて処理するものとする。

3. 埋蔵文化財包蔵地の所在が確認された場合は、原則として当該計画から地区除外して現状保存に努める。

4. 上記３の現状保存が困難な場合は、用排水路など土地の形質変更を行なう部分について遺跡範囲確認調査または、関係機関の現地立会を実施し、その結果に基づいて地区内での現状保存に努める。

5. 上記４により、止む得なく現状変更が行なわれ、または、滅失する部分については、事前に発掘調査を実施する。

なお、その結果によっては、工法等について再度計画変更を検討して保護に努める。

6. 上記４および５の調査に必要な経費については、別紙「農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について」の記１に明記された農林省と文化庁との了解事項に基づき、当分の間は、１の(5)によるものとする。

各種土木事業に伴う史跡名勝天然記念物
および埋蔵文化財の保護について（通知）

（昭和５２年１月３１日　三重県教育委員会教育長から土木部長あて）

みだしのことについては、従来から、別紙「史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（昭和３９年２月１０日付文委記第１４号の依頼）および「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議について」（昭和５０年１０月１５日付庁保記第２０１号の通知）の趣旨に基づき、貴関係部局の協力をお願いしてきたところであります。

ついては、下記の点に留意されて、文化財保護に遺漏のないようお願いします。

なお、このことについては、貴管下の関係出先機関に対しても伝達くださるとともに、当教育委員会とつねに密接な連絡をとられるようご指示方をあわせてお願いします。

記

1. 事業計画地域内において、事前に国、県、市町村指定の史跡名勝天然記念

物の現地確認調査および埋蔵文化財包蔵地の現地分布調査を実施し、その結果に基づき以下の措置をとる。

2. 国、県、市町村指定の史跡名勝天然記念物の所在が確認された場合は、文化財保護法および三重県文化財保護条例等の規定に基づいて処理するものとする。

3. 埋蔵文化財包蔵地の所在が確認された場合は、原則として当該計画から地区除外して現状保存に努める。

4. 上記3の現状保存が困難な場合は、盛土、削土など土地の形質変更を行なう部分について遺跡範囲確認調査および関係機関の現地立会を実施し、発掘調査の要、不要などについて検討をする。

5. 上記4により、止む得なく現状変更が行なわれまたは、滅失することとなるものについては、事前の発掘調査を実施する。

なお、その結果によっては、工法等について再度の計画変更を検討して保護に努める。

6. 上記4および5の調査に必要な経費については、別紙「史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」の(4)によるものとする。

II 事前協議概要

大規模土地取引等に関する事前指導要綱・協議

種別	事業場所	面積	備考
射撃場	多度町古野	14 ha	
住宅団地	亀山市下庄町	16.4	
保養施設	南島町大方竈	223	
住宅団地	名張市蔵持町	5.7	
保養施設	大山田村奥馬野	53.4	

ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱・協議

種別	事業場所	面積	備考
射撃場	多度町	14 ha	設計協議
ゴルフ場	藤原町	122	
墓地公園	美里村	13	
ゴルフ場	松阪市	123	古墳14基
〃	上野市	105	

三重県宅地開発事業の基準に関する条例・事前協議・個別設計協議

種別	事業場所	面積	備考
住宅団地	安濃町田端上野	23 ha	
〃	海山町相賀	7	
〃	名張市八幡	0.5	

都市計画法・事前協議・個別設計協議

種　　別	事　業　場　所	面　積	備　　考
住宅団地	桑名市連花寺	19 ha	
〃	四日市市上海老町	27.8	
公　　園	鈴鹿市稲生町	8.2	
工場用地	鈴鹿市東庄内町	5	
〃	鈴鹿市伊船町	28	
住宅団地	津市高野尾	112	
工場用地	松阪市大口町	3.5	
住宅団地	名張市蔵持	5.7	
〃	名張市赤目町	1.4	
保養施設	紀伊長島町	45.0	

林地開発行為許可申請・協議

種　　別	事　業　場　所	面　積	備　　考
ゴルフ場	鈴鹿市西庄内町	151 ha	
住宅団地	津市高野尾町	112	
〃	安濃町田端上野	20	
ゴルフ場	一志町波瀬	196	
工場用地	松阪市八太町	1.5	
〃	明和町斎宮	2.7	
別荘地	青山町諸木	31.8	

III 問題遺跡一覧

1. 協議継続中の遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
中垣内遺跡	北勢町奥村	水資源開発公団・三重用水	
黒石原古墳群	菰野町根ノ平	芳美商事・分譲別荘地	全5基
北山遺跡	四日市市大鐘町	明和興産・育苗園	試掘済
西の山古墳	〃 あさけが丘	宅地造成	
大沢古墳	〃 上海老町	吉田工業KK・工場用地	
山奥遺跡	〃 鵜町	県道路公社・富田山城有料道路	
茂福城跡	〃 茂福町	県土木部・都市計画街路	
御薗古墳群	鈴鹿市御薗町	三交不動産KK・ゴルフ場	23基以上
中世墓	〃 加佐登町	水資源開発公団・三重用水	
三宅西条城跡	〃 三宅町	県土木部・道路	
引地古墳	亀山市小野町	市開発公社・住宅造成	
谷山古墳	〃 井田川町	中部地建・1号線拡幅工事	
遺跡、城館跡	〃	〃 ・1号線バイパス	遺跡7・城館跡2
城館跡	関町	〃 ・ 〃	城館跡2
平田古墳群	安濃町妙法寺	菱水産業・団地	1基調査済
八幡前遺跡	〃 川西	県土木部・県道	
東観音寺遺跡	〃 〃	県土木部・県道	
長岡古墳群	津市長岡町	三交不動産KK・団地	
上津部田館跡	〃 〃	〃 〃	
川北城址	〃 豊里川北町	北村組・団地	保存予定
川北遺跡	〃 〃	〃 〃	試掘予定
中野古墳	一志町八太	豊島不動産・団地	
遺跡	〃	中部地建・近畿自動車道	遺跡3
原田山古墳B1号	嬉野町下庄	小舟谷組・土取	
遺跡・古墳・館跡	〃	中部地建・近畿自動車道	遺跡3・古墳7・館跡1
〃	松阪市	〃 ・ 〃	遺跡6・古墳7
垣鼻4号墳	〃 垣鼻町	県土木部・河川改修	
垣鼻遺跡	〃 〃	〃 ・ 〃	
南山遺跡	〃 土古路町	渡辺砂利・砂利採取	試掘済
遺跡	〃 朝田、西野々町	中部地建・42号線バイパス	遺跡2

遺　　跡	松阪市山添町	県土木部・県道	試掘予定
下滝野城跡	飯高町下滝野	県土木部・国道	
黒田山古墳群	多気町兄国	中部地建・４２号線バイパス	３基
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産KK・団地	１０万㎡
斎王宮跡	〃　斎宮・竹川	住宅地化・町道	
二ッ橋遺跡	〃　明星	明和町農協・宅地	試掘済
鉄砲塚古墳	玉城町宮古	貯木場	
背ノ山古墳	〃　、度会町	土取り	
田丸城跡	〃　田丸	県農林水産部・南勢広域農道	路線未定
丸山古墳	度会町大野木	〃　・　〃	
大藪遺跡	伊勢市磯町	土地造成計画中	
荘　遺　跡	二見町荘、三津	県土木部・167号線バイパス	試掘済
宮ノ前遺跡	志摩町御座	２６０号線バイパス	
宮ノ前北遺跡	〃	〃	
御座城跡	〃	〃	
御座北西遺跡	〃	〃	
登茂山遺跡群	大王町登茂山	県環境生活部・国立公園整備	
遺　　跡	南勢町五ケ所浦	水産庁・養殖水産試験場	
上野南部都市開発地域遺跡	上野市	市・南部都市開発計画	約2,000ｈａ
向井遺跡	尾鷲市向井浦	県土木部・海岸道路	
ハザマ遺跡	熊野市有馬町	県土木部・国道改良	
大高見遺跡	〃　金山町	〃　・　〃	
井田上野遺跡	紀宝町井田	中部地建・国道バイパス	
下地町田遺跡	〃　成川	〃　・　〃	
丸岡遺跡	四日市市西村町	県住宅供給公社・団地	
大仏山古墳群	小俣町東村	〃　・　〃	全７基
大仏裏古墳群	〃	〃　・　〃	全５基
丸山古墳群	〃	〃　・　〃	全３基
大仏裏古墳群	〃	〃　・　〃	全２基
大仏寺院跡	〃	〃　・　〃	
酒部屋遺跡	玉城町	〃　・　〃	
割山糖塚古窯跡	〃	〃　・　〃	
中川原古墳群	名張市赤目	近鉄不動産KK・団地	全３基
上山古墳群	〃	〃　・　〃	全１２基

2. 発掘調査遺跡一覧

（備考は文化財保護法適用条項）

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担	備考
貝之谷古墳	四日市市日永	個人宅地	市教委	国、県、市費	98の2
北小松古墳群2基	〃 北小松町	採土、災害防除	〃	〃	57の2 98の2
小判田遺跡	〃 芝田	市立病院	〃	〃	98の2
北野古墳・大欠積石遺跡	鈴鹿市加佐登町他	加佐登調整池	遺跡調査会	水資源開発公団	57の3 57の1
富士山10号墳	〃 国分町	個人	市教委	市費	98の2
西高山A、B遺跡	〃 郡山町	団地	遺跡調査会	三交不動産KK	57の1
地蔵僧遺跡	亀山市川崎町	工場造成	市教委	市土地開発公社	98の2
柴崎遺跡	〃 〃	河川改修	県教育	県土木部	98の2
池の谷古墳	津市垂水	災害復旧	市教委	三交不動産KK	57の2
戸木城跡	久居市戸木町	小学校建設	〃	市費	98の2
貝塚遺跡	三雲村久米	県営圃場整備	県教委	国、県費	98の2
南山遺跡	松阪市土古路町	砂利採取	市教委	業者	98の2
出張遺跡	大台町新田	広域圏道路	遺跡調査会	県土木部	57の1
二ツ橋遺跡	明和町明星	団地	町教委	業者	98の2
水池遺跡	〃 〃	〃	〃	国、県、町	98の2
斎王宮跡	〃 斎宮	範囲確認	県教委	〃	98の2
〃	〃 〃	個人住宅、町道	町教委	〃	98の2
荘遺跡	二見町荘	県道バイパス	県教委	県土木部	57の3 98の2
万度塚	南勢町五ケ所浦	土地区画整理	町村委	町費	57の3
新開遺跡	上野市西明寺	工場	市教委	業者	98の2
久米山古墳群	〃 守田	団地	〃	県住宅供給公社	
筒御前古墳	伊賀町中柘植	個人土取	町教委	町	98の2
中村古墳群他	名張市青蓮寺他	団地	遺跡調査会	事業者	57の2 57の3
蔵持黒田遺跡	〃 蔵持町	〃	〃	〃	57の2 57の3
貴人塚古墳	〃 下小波田	県営圃場整備	県教委	国、県費	98の2
調整池中世墓	鈴鹿市加佐登町	三重用水	遺跡調査会	協議中	57の1

3. 事前協議・調査なく破壊された遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
池の原D遺跡	久居市	自衛隊演習場	
上出城跡	一志町	上水道タンク	
原田山古墳	嬉野町下庄	土取	B1号、半部破壊
宮の東遺跡	飯高町宮の東	豚舎	一部破壊
新田上遺跡	〃 下滝野	土取	
新田上西遺跡	〃 〃	土取	
古法師山古墳	大王町老	盗掘	一部破壊

◇

各種遺跡地図等一覧

刊行者	地図名	調査年度	縮尺	備考
文化財保護委員会	全国遺跡地図（三重県）	昭36	1：7.5万	県下全域
三重県教育委員会	三重県遺跡地図―1969年版―	44	1：5万	〃
〃	三重用水農業水利事業地域遺跡地図	44	1：2.5万	員弁・桑名・三重・四日市北半
〃	北勢南部開発地域遺跡地図	46	1：5万	四日市・鈴鹿郡・市・亀山市
〃	中南勢開発地域遺跡地図	45	1：5万	安芸郡・津市・久居市・一志郡・松阪市・飯南郡多気郡・度会郡・伊勢市
〃	鳥羽・志摩遺跡地図	43	1：5万	鳥羽市・志摩郡
〃	東紀州開発地域遺跡地図	46	1：5万	熊野灘沿岸各市町村
〃	青蓮寺開拓建設事業地域遺跡地図	44	1：5万	島ヶ原・上野市・名張市
〃	伊賀東部開発地域遺跡地図	45	1：5万	上野市・阿山郡・名賀郡
〃	三重県中世城館跡一覧表	49	（地名表）	県下全域
〃	市町村別遺跡分布地図	51	5,000～5万	〃
四日市教育委員会	四日市市遺跡地図	46	1：5万	全市内（北勢南部遺跡地図の抜刷）
津市教育委員会	津市遺跡地図	44	1：2.5万	〃
松阪市教育委員会	松阪市遺跡地図	45	1：3万	〃
上野市教育委員会	上野市遺跡地図	45	1：5万	〃（青蓮寺地域遺跡地図の抜刷）

Ⅳ　市町村における発掘調査等の現状

奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターから、アンケート調査の依頼があったので、９月２８日付教文課第８０８号で各教育事務所へ依頼し集約した。その結果については埋蔵文化財センターへ回答するとともに、１２月１日付教文課第１０４９号で各教育事務所、各市町村教育委員会へ連絡した。しかし市町村によっては、質問内容を誤解したことによるのか、かなり現状と異って回答した例もある。

遺跡の有無とその件数を質問したⅠのア、イ、全面的な遺跡分布調査の実施状況であるⅢのア、イの１、発掘調査を実際に担当できる専門職員等についてのⅤのイ、ウ、エにおいて、県教育委員会文化課調べの結果とかなりの差異がある。

Ⅰの場合、１０町村がその管内に遺跡の所在していることを、いまだ認識していないことになる。なお、Ⅰのイの遺跡数の県調べは、昭和４９年７月現在により、すでに『三重県開発事業指導に関する計画設計の技術基準』（昭和５０年三重県）の「三重県開発事業に関する行政指導要領・文化財保護の指導要領」の中の、「市町村別埋蔵文化財包蔵カ所数および面積」にも記載している。

Ⅱの場合、過去５カ年の発掘調査件数も、市町村においてはその管内の実状を把握していないことになる。なおイのｂの市町村調査主体の件数の県調べは、遺跡毎の発掘調査団あるいは調査会によるものは除き、古墳群の調査の場合のように一括して行なわれたものは一件と数えた。

Ⅲの場合、遺跡分布調査は県教育委員会が主体となった一斉調査として、昭和３６年度および昭和４３年度～４６年度に行なったものがある。また市町村教育委員会においては、津市（昭和４４年度）、松阪市（昭和４５年度）の２件にとどまっている。

Ⅴの場合、本年度において埋蔵文化財専任係の配置されているのは、７市９名であり、質問の「発掘調査担当できるような専門職員」の意味をとりちがえているのであろう。三重県文化財保護条例をふくめ、各市町村の文化財保護条例には、埋蔵文化財を包括した例はない。ただ、鳥羽市の場合のように、文化財保護条例以外で、「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」（昭和４９年４月１日施行）により「文化環境保存区域」を指定して、埋蔵文化財の保護につとめようとしている例もある。

市町村における埋蔵文化財発掘調査等の現状調査アンケート

（　　都道府県　　市町村）

以下の質問について、それぞれ回答欄に○印または空欄に回答を記入してください。

質　問　欄

Ⅰ　遺跡の有無について

ア　貴管下に遺跡・埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」という）はありますか。

イ　遺跡のある場合（Ⅰアで1.あると答えた場合）貴管下に所在する遺跡は何件ですか。

Ⅰ	ア	1.　ある　　2.　ない
	イ	（件）

Ⅱ　遺跡の発掘調査について

ア　貴管下の遺跡について過去5年間に発掘調査がおこなわれたことがありますか。

イ　過去5年間に発掘調査のおこなわれている場合（Ⅱアで1.あると答えた場合）

a　件数は何件ですか。

b　そのうち、市町村が調査主体となったのは何件ですか。

c　市町村が主体となった発掘調査のための費用は

1.　国または県の補助金を受けた市町村費

2.　市町村単独経費

3.　いわゆる原因者負担

4.　その他

ウ　発掘出土品その他の資料が貴管下に保管されている場合、保管収納施設は以下のどれに該当しますか。

1.　資料館・博物館などの恒久的施設

2.　学校・公民館などの公共施設の一部

3.　プレハブなどの簡単な施設

4.　民間の私宅等

5.　その他

Ⅱ			
	ア	1. ある　2. ない	
イ	a		（件）
	b		（件）
	c	1.	（件）
		2.	（件）
		3.	（件）
		4.	（件）
ウ	1. 2. 3. 4.		
	5.（　　）		

Ⅲ　遺跡の分布調査とそれに関連した事項について

ア　貴管下で遺跡分布調査が実施されたことがありますか。

イ　実施例のある場合（Ⅲアで1.あると答えた場合）それは次のいずれに該当しますか。

1.　都道府県教育委員会の調査

2.　市町村単独調査

3.　その他（調査主体の名称を記入）

ウ　遺跡の詳細を記入した台帳類を貴市町村に備えていますか。

エ　貴市町村で遺跡地図を作製し、印刷発行したことはありますか。

オ　貴管下の遺跡について、現地に看板などをたてて標示していますか。

1.すべて標示してある　2.一部標示してある　3.標示していない

カ　標示している場合（Ⅲオで1.2と答えた場合）作製主体は

1.都道府県教育委員会　2.市町村教育委員会

3.その他（作製主体の名称を記入）

Ⅲ		
	ア	1. ある　2. ない
	イ	1.　2.　3.（　　）
	ウ	1. 備えている　2. いない
	エ	1. ある　2. ない
	オ	1.　2.　3.
	カ	1.　2.　3.（　　）

Ⅳ　市町村史について

ア　発行したことのある場合、その発行時は次のいずれに該当しますか。

1.戦前　　2.戦後　　3.戦前戦後にそれぞれ　　4.その他

イ　ない場合、近いうちに発行する予定はありますか。

Ⅳ	ア	1.　　2.（昭和　　年）　3.
		4.　（　　）
	イ	1.　ある　　2.　ない

Ⅴ　埋蔵文化財発掘調査機構について

ア　埋蔵文化財保護や発掘調査を担当している部局はどこですか。

イ　埋蔵文化財の発掘調査を担当できるような専門職員はいますか。

ウ　専門職員のいる場合（Ⅴイで1.いると答えた場合）人員は何名ですか。

エ　貴市町村には埋蔵文化財を包括した文化財保護に関する条例はありますか。

Ⅴ	ア	（部局名）
	イ	1.　いる　　2.　いない
	ウ	（職　員）　　名　（嘱　託）　　名
	エ	1.　ある　　2.　ない

Ⅵ　埋蔵文化財保護や発掘調査のなかで苦労するのは次のどの点ですか。3つ選んで、その番号を回答欄に記入してください。

1.　調査費用の支弁

2.　調査技術者の不足

3.　土地所有者との折衝

4.　諸開発事業との調整

5.　遺跡保存に対する適切な判断

6.　その他　具体例を書いてください（　　）

Ⅵ	

市町村における埋蔵文化財発掘調査等の現状調査アンケート集約

				市町村解答	県調べ
Ⅰ	ア	1		55	65
		2		14	4
	イ			5,803	6,311
Ⅱ	ア	1		30	
		2		38	
	イ	a		92	126
		b		75	66
		c	1	15	
			2	18	
			3	43	
			4	1	
	ウ	1		4	
		2		24	
		3		3	
		4		4	
		5		8	
Ⅲ	ア	1		44	69
		2		22	2
	イ	1		34	69
		2		16	2
		3		2	
	ウ	1		29	
		2		30	
	エ	1		15	
		2		45	
	オ	1		1	
		2		24	
		3		32	
	カ	1		0	
		2		25	
		3		2	

				市町村解答	県調べ
Ⅳ	ア	1		3	
		2		24	
		3		2	
		4		1	
	イ	1		29	
		2		12	
Ⅴ	ア				
	イ	1		14	7
		2		54	62
	ウ	職員		10	9
		嘱託		8	2
		派遣主事		1	0
	エ	1		36	0
		2		30	69
Ⅵ	1			38	
	2			39	
	3			25	
	4			23	
	5			16	
	6			4	

埋蔵文化財担当業務内容表

担当業務		業務の内容	昭48～昭51 平均件数
開発事業との事前協議	民間事業	建築許可等に関する幹事会に基づく協議	1
		宅地開発事業の基準に関する条例に基づく協議	20
		〃 確認審査	30
		ゴルフ場等の開発事業に関する指導要項に基づく協議	15
		〃 確認審査	15
		大規模土地取引等に関する事前指導要綱に基づく協議	3
		都市計画法に基づく協議	9
		〃 確認審査	9
		工場立地法に基づく特定工場の届出に関する協議	15
		林地開発行為許可申請に基づく協議	5
		市町村における開発協議についての指導・助言	103
	公共事業	県営圃場整備事業等各種農業基盤整備事業に伴う協議	30
		広域農道等各種農道改良事業に伴う協議	30
		広域林道等各種林道改良事業に伴う協議	37
		農村工業導入法に基づく協議	10
		国・県道等各種道路改良事業に伴う協議	40
		国・県管理河川改良事業に伴う協議	12
		市町村の公共事業における埋蔵文化財保護に関する指導助言	159
連絡会議		庁内開発関係各課長による連絡会議	1
		各教育事務所管内・県各部出先機関担当者による会議	7
		県内各市町村埋蔵文化財担当者会議	15
		埋蔵文化財技術者研修会	1
事務処理	進達・伝達	発掘届出書の処理	20
		発掘通知書の処理	22
		遺跡発見届出書および通知書の処理	6
		埋蔵文化財認定・譲与願等の処理	10
		発掘調査に関する補助金申請事務	7
		その他埋蔵文化財行政調査等の処理	20

（右端処理件数）

担当業務		業務の内容	昭48～昭51平均件数
文化財パトロール	文化財パトロール	文化財調査員からの巡回報告の処理	600
		現地立会等の緊急協議	40
緊急調査A	県教委直営	各種公共事業における緊急分布調査	40
		〃　計画分布調査	1
		各種事前協議に伴う現地立会調査	200
		発掘調査に関する計画立案事務	7
		県営圃場整備事業地域緊急発掘調査	4
		国・県道等道路改良工事計画地緊急発掘調査	1
		国・県管理河川改良等計画地緊急発掘調査	1
		斎王宮跡緊急調査	1
緊急調査B	市町村教委直営市町調査会	発掘調査に関する計画立案等の指導	12
		発掘調査の担当者派遣	7
		発掘調査の指導・助言・協力	5
	報告書作成	県教委直営調査報告書作成	7
		市町村教委調査担当者派遣分報告書作成	7
		市町村教委調査報告書作成指導・助言	5
資料等の整理保管	台帳整備	新発見遺跡の台帳・地図追加整理	200
	出土品の整理保管	洗浄・註記・接合・修復・復元・特殊遺物保存処理	14
	調査資料整理保管	遺跡実測図面整理	14
		遺物　〃	14
		遺跡・遺物写真整理	14
		開発協議資料の整理	88

52年度埋蔵文化財の現状

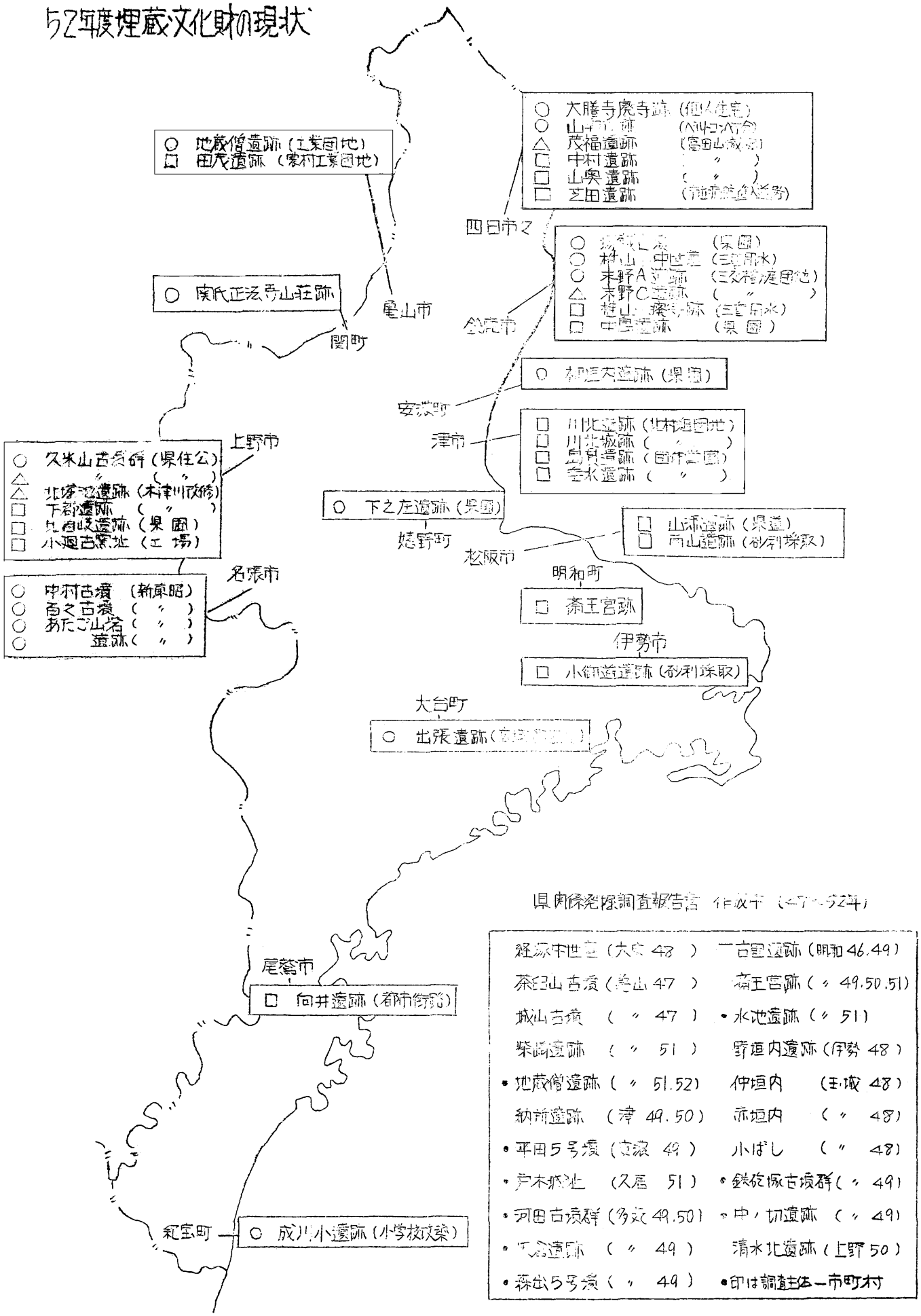

県関係発掘調査報告書 作成中（47～52年）

経塚中世墓	（大宮 48）	一古里遺跡	（明和 46.49）
茶臼山古墳	（亀山 47）	斎王宮跡	（〃 49.50.51）
城山古墳	（〃 47）	• 水池遺跡	（〃 51）
柴垣遺跡	（〃 51）	野垣内遺跡	（伊勢 48）
• 地蔵僧遺跡	（〃 51.52）	仲垣内	（玉城 48）
納所遺跡	（津 49.50）	赤垣内	（〃 48）
• 平田5号墳	（宮浪 49）	小ばし	（〃 48）
• 戸木瓜池	（久居 51）	• 鉄砲塚古墳群	（〃 49）
• 河田古墳群	（多気 49.50）	• 中ノ切遺跡	（〃 49）
• [illegible]遺跡	（〃 49）	清水北遺跡	（上野 50）
• 森出5号墳	（〃 49）	• 印は調査主体―市町村	

三重県教育委員会

文化課　津市広明町１３・三重県庁内７階
TEL 0592-24-2988
埋蔵文化財整理所　　津市桜橋２丁目
（通称文化課分室）TEL 0592-27-2465